

令和4年5月 和水町農業委員会 総会 会議録

- 1 開催日時 令和4年5月10日（火） 午後1時30分から午後2時52分
- 2 開催場所 和水町三加和公民館 講堂
- 3 本日の出席農業委員は、次のとおりである。（11名）

会 長	1 番	有働憲一					
会長代理者	2 番	金栗孝義					
委 員	3 番	猪口琢真	4 番	菊川俊二	5 番	吉田広志	6 番 本山圭司
	7 番	高木修治	8 番	池田弘昭	9 番	山崎照代	10 番 中畑昇
	11 番	池田勝美					
- 4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。（0名）
- 5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（17名）

江上幸一	樋口哲男	上田憲一	前淵慎一郎	大城戸一義	福山修	深草哲夫
中嶋孝	山下栄次	浦部俊一	井島武士	牛島宣雄	竹下孝昭	有富博明
落合修	石原寛之	吉永剛				
- 6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（0名）
- 7 日 程
 - 1 開 会
 - 2 会議成立宣言
 - 3 会長挨拶
 - 4 議事録署名委員の指名
 - 5 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	農用地利用集積計画について
議案第4号	空き家に付属した農地の指定について
議案第5号	令和4年度農作業等標準労働賃金について
報告第1号	中途解約通知書について
 - 6 その他
 - 7 閉 会
- 8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。（4名）

事務局長	上原 克彦（兼庶務係長）
参 事	西川 佳孝
参 事	庄山 桂太郎
会計年度任用職員	中嶋 康文
- 9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。（0名）

事務局 上原	<p>1 開 会</p> <p>定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を始めます。まずは、元気な挨拶から始めたいと思いますので、皆様ご起立をお願いします。「こんにちは。」ご着席ください。</p> <p>それでは、ただ今から、令和4年5月 和水町農業委員会総会を開会します。</p>
事務局 上原	<p>2 会議成立宣言</p> <p>本日は、11名中11名が出席し、和水町農業委員会会議規則（以下、「会議規則」といいます）第6条の規定による「委員の過半数以上の出席」となっていますので、本会議が成立することを宣言します。</p>
事務局 上原	<p>3 会長挨拶</p> <p>有働会長、挨拶をお願いします。</p>
会長 有働	<p>———— 会長挨拶 ————</p> <p>みなさん、改めまして「こんにちは」。</p> <p>5月5日の新聞記事に、農道の草刈をしておらず路肩の確認ができなかったため、転落事故を起こしたという記事が載っていました。皆さんも、これから、いろいろな農業機械を使用した農作業が多くなってくると思います。事故がないように十分気をつけて作業に当たってください。</p> <p>本日も多くの議案を審議することとなっています。皆さんの活発な意見をよろしくお願いします。</p> <p>本日は、お疲れさまです。</p>
事務局 上原	<p>有働会長、どうもありがとうございました。会長には、会議規則第4条の規定により、引き続き議事の進行をお願いします。</p>
議長 有働	<p>4 議事録署名人の指名</p> <p>会議規則第13条第2項に規定する本日の議事録署名委員は、5番吉田委員と6番本山委員をお願いします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>新型コロナウイルス感染防止のため、これまでは時間を短縮して進めておりましたが、今月から、本来の形に戻して進行していきたいと思います。</p> <p>しかしながら、依然、新型コロナウイルスの感染者も確認され続けておりますので、速やかに議事が進行できますようご協力をお願いします。</p>
議長 有働	<p>5 議事</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。この件につきまして、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局 西川	<p>———— 資料の確認 ————</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」</p> <p>所有権移転の整理番号1 北九州市の譲渡人から原口の譲受人へ（贈与）</p> <p>所有権移転の整理番号2 平野の譲渡人から平野の譲受人へ（贈与）</p> <p>所有権移転の整理番号3 滋賀県の譲渡人から岩の譲受人へ（贈与）</p> <p>所有権移転の整理番号4 上和仁の譲渡人から福岡県筑後市の譲受人へ（売買）</p> <p>当事者及び土地の所在地等については、議案の1ページ及び2ページをご覧ください。</p> <p>これらの案件について、許可申請書に記載された内容の確認を行いました。審査基準項目である「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」、「地</p>

域との調和要件」の全てに適合しています。

議案第1号にかかる事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明が終わりました。
議案第1号につきまして、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 異議なしの声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。
議案第1号について、原案のとおり許可を決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。
よって、議案第1号については、すべて原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題とします。

整理番号1 について、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」
当事者及び土地の所在地等については、議案の3ページをご覧ください。
申請書添付書類については、別紙の「転用資料」で確認をお願いします。

整理番号1 建売住宅（売買）

申請地は、江田にある農地です。

譲受人は、玉名市で主に不動産の売買をしている法人で、今回6棟分の建売住宅として転用されるものです。

給水は上水道を引込み、生活雑排水・汚水は下水道へ排水し、雨水は側溝と集水升を新設して、町の既設側溝と連結して排水されます。申請地の東側及び南側の川付近は既設配管を利用して川に排水されます。また余水が隣接地へ流入しないように西側道路にブロックを設置することです。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、「おおむね300m以内に駅、インターチェンジ、役所等が存在する区域内にある農地」ということで、「第3種農地」に該当し、許可可能と判断します。

「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は、「残高証明書」「融資証明書」を確認したところ事業費を上回っていますので問題ありません。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、令和5年5月末日までに完了予定ですので、確実性が見込まれます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断すると、妥当な面積と思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、周りは全て宅地、雑種地に囲まれており、周囲への影響はないと考えられます。

議案第2号にかかる事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明が終わりました。
続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。
整理番号1について、3番猪口委員の報告をお願いします。

3番 猪口委員

整理番号1について、3番猪口が報告します。
4月28日に、私と事務局で、現地確認を行いました。
申請地は、江田にある畑で、現地は保全管理してありました。
給水は上水道を引込み、生活雑排水・汚水は下水道へ接続し、雨水は側溝と集水升を新設して、町の既設側溝と連結して排水されます。申請地の東側及び南側の川付近は既設配管を利用して川に排水されます。周囲はすべて宅地、雑種地であり、周辺に農地はありませんので、この転用申請については何ら問題ないと判断しました。
以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働

ありがとうございました。
ただ今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。
議案第2号につきまして、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 異議なしの声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。
議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。
よって、議案第2号は 原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を付して進達します。

次に、議案第3号「農用地利用集積計画等について」を、議題とします。
今回、賃貸借権設定の整理番号1、整理番号3、整理番号4は農業委員会の委員が関与される案件です。会議規則第10条の規定に基づき議事参与の制限がありますので、まずは、その案件を除いて審議します。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

議案第3号「農用地利用集積計画等について」
賃貸借権設定の整理番号1、3、4を除いて説明します。
申出人及び土地の所在地等については、議案の4ページから25ページをご覧ください。

4ページから7ページまでが賃貸借権設定、8ページが使用貸借権設定です。
9ページから24ページまでは賃貸借による中間管理権となります。平野地区で熊本県農業公社へ中間管理権として貸し付けて、その農地を機構が集約化した後に、地区の農業者へ配分される予定になっています。
25ページは使用貸借による中間管理権の貸し付けです。

以上の計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法（以下、「基盤法」といいます）第18条第3項の各要件」を満たしています。
議案第3号整理番号1、3、4を除く説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局から、議案第3号について説明がありました。
賃貸借権設定の整理番号1、3、4を除く、議案第3号について、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。
賃貸借権設定の整理番号1、3、4を除く、議案第3号について、原案のとおり許可を決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。
よって、賃貸借権設定の整理番号1、3、4を除く、議案第3号については、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第3号の賃貸借権設定の整理番号1について、審議します。
会議規則第10条の規定に基づき議事参与の制限がありますので、関係委員の退席を求めます。

—— 関係委員、退室 ——

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

— 事務局が、議案第3号の賃貸借権設定の整理番号1について説明 —
議案第3号整理番号1については、議案の4ページをご覧ください。
この計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「基盤法第18条第3項の各要件」を満たしています。
議案第3号整理番号1の説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局から、説明がありました。
議案第3号の賃貸借権設定の整理番号1について、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。
議案第3号の賃貸借権設定の整理番号1について、原案のとおり許可を決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。
よって、議案第3号の賃貸借権設定の整理番号1については、原案のとおり許可することに決定しました。
関係委員の入室を、許可します。

—— 関係委員、入室 ——

議長 有働

次に、議案第3号の賃貸借権設定の整理番号3について、審議します。
会議規則第10条の規定に基づき議事参与の制限がありますので、関係委員の退席を求めます。

—— 関係委員、退室 ——

議長 有働 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川 —— 事務局が、議案第3号の貸貸借権設定の整理番号3について説明 ——
議案第3号整理番号3については、議案の4ページをご覧ください。
この計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「基盤法第18条第3項の各要件」を満たしています。
議案第3号整理番号3の説明は以上となります。

議長 有働 ただ今、事務局から、説明がありました。
議案第3号の貸貸借権設定の整理番号3について、何か質問等がありましたら、
お願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働 無いようですので、採決をします。
議案第3号の貸貸借権設定の整理番号3について、原案のとおり許可を決定する
ことに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働 全員賛成です。
よって、議案第3号の貸貸借権設定の整理番号3については、原案のとおり許可
することに決定しました。
関係委員の入室を、許可します。

—— 関係委員、入室 ——

議長 有働 次に、議案第3号の貸貸借権設定の整理番号4について、審議します。
会議規則第10条の規定に基づき議事参与の制限がありますので、関係委員の退
席を求めます。

—— 関係委員、退室 ——

議長 有働 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川 —— 事務局が、議案第3号の貸貸借権設定の整理番号4について説明 ——
議案第3号整理番号4については、議案の4ページを御覧ください。
この計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「基
盤法第18条第3項の各要件」を満たしています。
議案第3号整理番号4の説明は以上となります。

議長 有働 ただ今、事務局から、説明がありました。
議案第3号の貸貸借権設定の整理番号4について、何か質問等がありましたら、
お願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働 無いようですので、採決をします。
議案第3号の貸貸借権設定の整理番号4について、原案のとおり許可を決定する
ことに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。
よって、議案第3号の賃貸借権設定の整理番号4については、原案のとおり許可することに決定しました。
関係委員の入室を、許可します。

—— 関係委員、入室 ——

議長 有働

次に、議案第4号「空き家に付属した農地の指定について」を議題とします。
事務局の説明を、お願いします。

事務局 西川

—— 事務局が、申請番号1について説明 ——

議案の26ページの議案第4号につきましては、「空き家に付属した農地の指定について」でございますが、本来、農地法3条において農地を取得する場合には下限面積が設定されており、和水町農業委員会では取得後の面積が30a以上でなければ取得することができないこととなっております。

しかし、この案件におきましては、空き家バンクに登録した空き家に付属した農地であると農業委員会が認めた場合には、空き家と併せて取得する場合に限り、30a未満であっても農地を取得することができるという制度になります。

申請地については、「和水町空き家に付属した農地の別段面積取扱基準」第5条（指定の条件）を、全て満たしています。

指定の条件とは、利用権の設定がない農地（貸し借りをしてない農地）、補助事業の対象でない農地であること、などが条件となっております。

議案第4号の説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明が終わりました。
続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。
申請番号1 について、6番本山委員の報告をお願いします。

6番 本山委員

申請番号1について、6番本山が報告します。
4月28日に、私と前淵推進委員、事務局で現地確認を行いました。
申請地は、用木にある畑で、現況は保安全管理してありました。
空き家に付属した農地へ指定して、支障は無いと考えます。
以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明、また、現地確認委員からの報告がありました。
議案第4号について、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。
議案第4号につきまして、原案のとおり空き家に付属した農地に指定を決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。
よって議案第4号については、原案のとおり空き家に付属した農地に指定することに決定しました。

次に、議案第5号「令和4年度 農作業等標準労働賃金について」を、議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

議案第5号「令和4年度 農作業等標準労働賃金について」
— 事務局が 議案第5号 令和4年度農作業等標準労働賃金について説明 —
議案の27ページをご覧ください。

農作業等標準労働賃金とは、農作業受委託において、委託者および受託者間で適正な労働賃金を設定できるよう、その目安となる標準額を定めたものです。

なお、農業委員会で定める農作業等標準労働賃金は、あくまでも目安ですので、対象となる農地の条件などにより当事者間の話し合いで、適正な金額を決めていただくための参考金額となります。

なお、議案の28ページに熊本県の最低賃金と燃料の価格、29ページに近隣町の標準労働賃金を添付しています。

議案第5号の説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明がありました。
議案第5号について、何か質問等がありましたら、お願いします。

2番 金栗委員

2番金栗です。質問します。議案の27ページの「2土耕機械請負」欄の中の作業名「生糞運搬」「乾燥」の請負金額が、安すぎるのではと思いますが。

事務局 西川

町内の米の乾燥・精米等を行う業者に受託料等の照会を出し、その回答を勘案したところでの金額となっています。

事務局 上原

あくまでも目安としての金額を示しています。実際は当事者間で決めるものだと思いますが、その際の参考金額としてご理解いただければと思います。

議長 有働

同じ作業でも受託先・作業条件等によって、同じ金額ではないようです。また、油代も高騰しております。事務局からは、目安としての金額としてほしいとの回答です。

ほかに質問はありませんか。

無いようですので、議案第5号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。
よって議案第5号については、原案のとおり決定しました。

これで、すべての議事は終了しました。
他に、各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。

無いようですので、報告第1号について
事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

報告第1号「中途解約通知書について」
農地の賃貸借権の中途解約が4件ありました。全て貸し手・借り手の双方合意による解約です。

通知者及び土地の所在地等については、総会資料の31ページをご覧ください。
整理番号2については、まだ次期耕作者が決まっていないので、委員さんも次期耕作者を探していただきますようお願いいたします。

前後しますが、議案の30ページに和水町賃借料情報を記載しております。農地法の改正に伴い、標準小作料の制度が廃止され、農業委員会が農地の賃借料情報を提供することになっています。令和3年1月から12月までの賃借料の情報を集計

して、まとめたものになります。ホームページに掲載させていただき、先程決定していただいた、農作業等標準労働賃金と一緒に全戸配布させていただく予定です。

以上で、報告を終わります。

議長 有働

以上で本日の議案ならびに報告事案は全て終了しました。
進行を事務局へお返しします。

事務局 上原

有働会長には、議長を務めていただき、どうもありがとうございました。
続きまして、6 その他（事務連絡）について、事務局西川が申し上げます。

事務局 西川

6 その他（連絡事項）

次回の総会日時と場所については、総会資料の32ページをご覧ください。
議会開催前の6月3日（金）、13時30分、和水町中央公民館での開催となります。コロナ感染拡大等の状況によりましては、規模縮小の開催となる場合があります。

事務局 上原

総会前にお預かりしました「新年度の活動記録簿」をお返しします。4月の活動の記録を、総会中に見させていただきました。記載事項の足りない点等を付箋紙にメモしております。活動記録は、農作業等の行き帰りで見た「農地の異状なしの確認」や「圃場で確認した作業内容」等、簡単なことでも結構です。農作業等の忙しい中ではありますが、5月以降の活動・記録もよろしくお願ひします。

今回は、8月の総会時に活動状況を見させていただきたいと思ひますので、当日の活動記録簿のご持参をお願ひします。

事務局 上原

7 閉会

ご起立をお願ひします。
これもちまして、令和4年5月 和水町農業委員会総会を、閉会します。
お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長 _____

署名委員 5番 _____

署名委員 6番 _____

会議録調製者 西川 佳孝
本誌（表紙除く） 10頁